２ 添付資料　（２）－①

分別管理方針書

事業者名：□□□木材工業株式会社

制　　定：平成　　年　　月　　日

　本方針書は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成２８年５月２８日法律第４８号）（以下「法律」という。）に従い定められた、木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成２９年５月２３日省令第２号）（以下「判断基準省令」という。）の第６条に定める合法伐採木材等に関する分別の管理について、合法性等の証明された木材等（以下「証明材」という。）の供給にあたって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当社において、木材を原料として製造する木材等の取り扱いについて適用する。

（管理責任者）

1. 分別管理を適切に行うために、別紙のとおり管理責任者を定める。
2. 管理責任者は、合法伐採木材等の適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

1. 原材料の入荷にあたっては、判断基準省令に規定された書類等により証明材であることを確認する。
2. 原材料の保管にあたっては、証明材とそれ以外が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
3. 木材等の製造にあたっては、証明材とそれ以外が混在しないように、標識及びロット番号等[[1]](#footnote-1)により分別管理を行う。
4. 木材等の出荷にあたっては、証明材であることを確認の上、確認を行った旨等を記載した納品書等を添付する。
5. 木材等の保管にあたっては、証明材を原料として製造した木材等と、それ以外を原料として製造した木材等が混在しないように、倉庫等の保管場所をテープや標識等により明示する。

※以下は申請の際は削除してかまいません。

　＊2ページありますが1ページにまとめていただいてかまいません。

　＊分別場所の図、分別状況の写真などがあれば、添付して下さい。

２ 添付資料　（２）－①

分別管理方針書

事業者名：　　□□□木材株式会社

制　　定：平成　　年　　月　　日

　本方針書は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成２８年５月２８日法律第４８号）（以下「法律」という。）に従い定められた、木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成２９年５月２３日省令第２号）（以下「判断基準省令」という。）の第６条に定める合法伐採木材等に関する分別の管理について、合法性等の証明された木材等（以下「証明材」という。）の供給にあたって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当社において、販売する木材等の取り扱いについて適用する。

（管理責任者）

1. 分別管理を適切に行うために、別紙のとおり管理責任者を定める。
2. 管理責任者は、合法伐採の証明材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

1. 製品の入荷にあたっては、判断基準省令に規定された書類等により証明材であることを確認する。
2. 製品の保管にあたっては、証明材とそれ以外が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等[[2]](#footnote-2)により明示する。
3. 製品の出荷にあたっては、証明材であることを確認の上、確認を行った旨等を記載した納品書等を添付する。
4. 製品の保管にあたっては、証明材とそれ以外の製品が混在しないように、倉庫等の保管場所をテープや標識等により明示する。

※以下は申請の際は削除してかまいません。

　＊2ページありますが1ページにまとめていただいてかまいません。

　＊分別場所の図、分別状況の写真などがあれば、添付して下さい。

1. 分別方法については場所を分けるなどの物理的な方法や、製造時間を分けるなどの時間的な方法、ロット番号やバーコードなどを用いて管理する方法があります。 [↑](#footnote-ref-1)
2. 分別管理の方法については、倉庫等において物理的に区画する方法のほか、ロット番号、バーコード等を用いて管理する方法もあります。 [↑](#footnote-ref-2)